

福岡地方最低賃金審議会議事録

第1回運営小委員会

1 日時 : 令和4年6月28日(火) 15:48~15:58

2 会場 : 福岡合同庁舎 本館8階 共用第7会議室

3 出席者 : 【公益代表委員】 3人(定数3人)

高田 亜朱華

富山 敦(委員長)

平木 真朗

【労働者代表委員】 3人(定数3人)

河村 敏昭

小陳 武志

浜田 紀子

【使用者代表委員】 3人(定数3人)

境 正義

中村 年孝

吉岡 秀樹

【福岡労働局】 辻 労働基準部長

鈴木 賃金室長 ほか

4 主要議題

(1) 福岡県特定最低賃金の改正決定の必要性の有無に関する関係労使の意見聴取について

(2) 福岡県特定最低賃金審議日程について

5 審議内容

委員長

それでは、福岡地方最低賃金審議会第1回運営小委員会を開催いたします。

まず、最初に、本会については、福岡地方最低賃金審議会運営規程第7条第2項に基づき、公開としておりますことをご報告します。

本日は委員の欠席はございません。最低賃金審議会令第5条第2項に基づき、本会議は成立しておりますことをご報告いたします。

本日の議事録の署名については、
労働者代表委員 河村委員
使用者代表委員 中村委員
にお願いしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

河村委員
中村委員

(承諾)

委員長

それでは、議事(1)の「福岡県特定最低賃金の改正決定の必要性の有無に関する関係労使の意見聴取について」ですが、事務局から説明をお願いします。

賃金指導官

(以下を説明)

- ・特定最賃は、関係労使から改正の申し出により、改正審議が行われること。
- ・本年度は、6月末日までに改正の申し出がなされる予定であること。
- ・改正の申し出がなされた場合には、これを受けて局長は、最低賃金審議会に改正の必要性の有無について諮問を行うこと。
- ・労使双方の参考人からの意見聴取と必要性の有無の審議を運営小委員会で行っていただくこと。

《資料 No. 2》

- ・令和4年度最低賃金に関する関係労使意見聴取実施要領(案)等を説明する。
- ・発表者の推薦は、第3回本審時(7月26日(火)予定)に、労働団体、使用者団体へ依頼する予定となることについて説明。

委員長

ただ今の説明について、御質問等はありませんか。

各委員

(なし)

委員長

それでは、特定最低賃金の改正決定の必要性の有無に関する関係労使の意見聴取については、ただ今の実施要領のとおり実施することといたします。

次に、議事(2)の「福岡県特定最低賃金審議日程について」ですが、事務局の方から説明をお願いします。

賃金指導官

(本審終了後に配布した日程により説明)

- ・統一発効日(12月10日)のための答申期限に基づく日程を説明
- ・合同会議の開催日(9月14(水))の予定まで立てていることを説明

委員長

ただ今の説明について、御質問等はありませんか。

各 委 員

(な し)

委 員 長

それでは、説明のあった審議日程で実施していくことにしたいと思います。
以上で予定された議事は全て終わりましたが、その他何かございませんか。

各 委 員

(な し)

委 員 長

それでは、これをもちまして本日の運営小委員会を閉会させていただきます。
お疲れ様でした。

公益代表委員

高山 敦

労働者代表委員

河村 敏昭

使用者代表委員

中村 年孝